



児童養護施設を訪問して

弁護士 小原路絵
kohara@oike-law.gr.jp

1 平成15年3月某日、私は、京都弁護士会の子どもの権利委員会の活動で、児童養護施設を訪問しました。児童養護施設とは、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童が入所し、自立を支援するための施設です。子ども達は、施設から学校に通い、高校を卒業するまで施設で暮らす子がほとんどです。

私が訪問した児童養護施設は、全国的にも珍しい小舎制を導入している施設でした。小舎制というのは、一つの大きな建物の中に子ども達全員が生活しているのではなく、いくつかの比較的小さな建物の中に10名程度の子ども達が別れて生活し、その建物の中で職員も一緒に生活するという制度のことです。

小舎制のメリットは、何と云っても、家庭的な雰囲気の中で生活できるということではないでしょうか。私が訪問した小舎は、女性2名の職員が担当されていました。子ども達は、その職員に甘えたりしながら、非常にのびのびと生活しているようでした。

2 また、私は、司法修習生の時に児童自立支援施設(旧名称「教護院」)を訪問したことがありました。児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなす恐れのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ(通所もあり)、必要な指導を行い、自立を支援する施設です。端的に言えば、少年院と同じく、施設内処遇を行うところです。子ども達は、基本的に外出が禁じられ、施設内で教育を受けます。また、入所期間が決まっており、子ども達は、時期が来れば家庭に戻るようになります。

児童自立支援施設は、夫婦小舎制を導入しているところが多くあります。夫婦小舎制とは、文字通り、各小舎を担当する職員が夫婦であるというものです。職員は、そこで生活し、自分たちの子どももそこで育てます。

3 児童養護施設と児童自立支援施設は、上記のように

子ども達の入所の理由から、大きな性質の違いがあります。

しかし、両者共に求められているものは非常に似ていると思います。というのも、施設に暮らす子ども達の多くは、自分ではどうしようもないことが原因となって、施設にやって来ます。児童自立支援施設の子どもの入所理由は不良行為がほとんどですが、不良行為を引き起こす原因には児童虐待があると聞きました。児童養護施設の子どもの達は、他に帰る場所のない子が多く、唯一の居場所である施設を子どもが本当に安らげる場にする必要があります。他方、児童自立支援施設の子どもの達には家庭がある子が多いですが、その家庭が原因で問題行動を起こすようになり更生するために施設に入所しているのですから、傷を負った心を家庭的な環境で更生する方向へ持っていく必要があります。このように双方とも、家庭的な雰囲気でも子どもに安らげる場を与える必要がある点、非常に似通っていると思います。

4 どちらの施設でも共通して感じたのは、職員の方々の熱意でした。確かに、小舎制という環境は、家庭的に恵まれなかった子どもに家庭と似た雰囲気を与えることができ、心から安らげる場所を作ってあげることができると思います。しかし、小舎で暮らす職員は、自分のプライベートも全て子ども達に捧げることになり、そこにはきれいな事では済まない現実の生活があると思います。

しかし、職員の方々がおっしゃるのは、いつも子どものためにどうしたらよいか、何がしてあげられるかといったことばかりでした。

私も、職員の方々の熱意に押され、施設の外からですが、子どものために、また、子どものために尽力されている職員の方々のためにも微力ながらできることをしていきたいと思いました。